

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	407
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	農家民宿における消防用設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応
意見提出者名	熊本県玉名郡三加和町
意見の要点	(意見の概要をわかりやすく記載してください。) 既存の農家建物の一部の部屋を農家民宿として活用する場合も特例措置の対象となるのか。
意見に対する 回答	農家建物の一部を農家民宿として使用する場合でも特例措置の対象となる。
担当省庁名	総務省消防庁

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	407
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	農家民宿における消防用設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応
意見提出者名	北海道芦別市
意見の要点	(意見の概要をわかりやすく記載してください。) 農家民宿は、消防法施行令別表第1のうち何項に該当するか。
意見に対する回答	農家民宿は、住宅部分と農家民宿に供する部分の面積により、宿泊所(消防法施行令(以下「令」という)別表第一(5)項イ)又は住宅と宿泊所の複合用途(令別表第一(16)項イ)として取り扱う場合が考えられる。
担当省庁名	総務省消防庁

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	407
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	農家民宿における消防用設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応
意見提出者名	兵庫県
意見の要点	(意見の概要をわかりやすく記載してください。) 特例措置が認められる要件のうち「簡明な経路、容易に避難口まで避難できることの例」とは、如何なるものか。
意見に対する回答	個別具体的に例示するのは難しいが、建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できる場合などがあげられる。
担当省庁名	総務省消防庁

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	408
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し
意見提出者名	三重県
意見の要点	地域が実態に応じた特例措置を提案し、それが科学的データにより安全性が検証されていれば、地域の提案がそのまま特例措置の内容となると認識してよいのか。
意見に対する回答	安全性の検証は、関係行政機関の中に専門家等で構成する委員会を設置して行うこととしている。
担当省庁名	総務省消防庁